○財務省告示第六十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年三月十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年三月十一日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（20年）（第179回、第180回、第184回及び第187回）、利付国庫債券（30年）（第35回、第36回、第39回、第41回、第42回、第43回、第44回、第62回、第65回及び第88回）及び利付国庫債券（40年）（第２回、第４回、第５回、第６回、第７回、第８回及び第９回）
2	発行の根拠法律及びその条項	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第３条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	利回り格差（第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
5	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
6	発行額	額面金額で249,200,000,000円 内訳（別表のとおり）
7	払込金額	195,385,622,000円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和８年２月26日
11	発行価格	発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額 $\dfrac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\dfrac{\text{第17号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$
12	利率	（別表のとおり）
13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。 各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365
14	利子	第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。 各発行対象国債の額面金額$\times\dfrac{\text{各発行対象国債の利率}}{100}\times\dfrac{1}{2}$
15	償還期限	（別表のとおり）
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	入札の基準とする各発行対象国債の利回り	銘柄毎の基準利回は、令和８年２月25日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。
18	元利金支払場所	日本銀行
19	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20	払込期日	令和８年２月26日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（20年）（第179回）	0.5％	令和23年12月20日	9,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第180回）	0.8％	令和24年３月20日	11,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第184回）	1.1％	令和25年３月20日	4,600,000,000円
利付国庫債券（20年）（第187回）	1.3％	令和25年12月20日	3,600,000,000円
利付国庫債券（30年）（第35回）	2.0％	令和23年９月20日	6,800,000,000円
利付国庫債券（30年）（第36回）	2.0％	令和24年３月20日	67,200,000,000円
利付国庫債券（30年）（第39回）	1.9％	令和25年６月20日	5,300,000,000円
利付国庫債券（30年）（第41回）	1.7％	令和25年12月20日	5,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第42回）	1.7％	令和26年３月20日	9,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第43回）	1.7％	令和26年６月20日	3,900,000,000円
利付国庫債券（30年）（第44回）	1.7％	令和26年９月20日	4,900,000,000円
利付国庫債券（30年）（第62回）	0.5％	令和31年３月20日	3,200,000,000円
利付国庫債券（30年）（第65回）	0.4％	令和31年12月20日	7,500,000,000円
利付国庫債券（30年）（第88回）	3.2％	令和37年９月20日	4,000,000,000円
利付国庫債券（40年）（第２回）	2.2％	令和31年３月20日	3,600,000,000円
利付国庫債券（40年）（第４回）	2.2％	令和33年３月20日	8,500,000,000円
利付国庫債券（40年）（第５回）	2.0％	令和34年３月20日	30,800,000,000円
利付国庫債券（40年）（第６回）	1.9％	令和35年３月20日	100,000,000円
利付国庫債券（40年）（第７回）	1.7％	令和36年３月20日	6,500,000,000円
利付国庫債券（40年）（第８回）	1.4％	令和37年３月20日	51,400,000,000円
利付国庫債券（40年）（第９回）	0.4％	令和38年３月20日	3,000,000,000円

○財務省告示第七十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和八年三月十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年三月十一日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（２年）（第480回）
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。